

○議長（一條 光君） 通告7番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 新田博志君 登壇〕

○15番（新田博志君） 通告どおり一般質問をさせていただきます。

今回は、子育てについてという非常に大きなテーマですが、現政権も「チルドレンファースト」といって子供が第一の主役だよと。我が国の未来を担う子供たちが一番の主役なんだよと。このを政権公約として掲げておりますので、国としてもいろいろな施策を打っていきたいと思っているのは確実なのですが、ただなかなか現状で国会が混乱しております、簡単に法律が通らないという状況ではありますが、きょうは我が町の保育行政全般についてお尋ねしたいと思います。

民主党政権も認定こども園からこども園という流れをつくっております。我が町も認定こども園というのを今回つくりました。ということは、この幼保一元化の効果をどのように見ているのか、お答え願いたいと思います。

それから、少子化、少子化と言っているのに、なぜか待機児童がいっぱい出ていると。子供が少ないのに待機児童が出ているというこの現状がどうなのか。保育所の待機児童をゼロにするために、どのような取り組みをしているのか。

それから、3番目に、保育士の確保の見通しはどうなっているのか。この辺についてまずもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 新田議員から子育てについてということで、町にとっても非常に大事なテーマにつきまして御質問をいただきました。

「子供は国の宝、町の宝である」と私も再三申し上げてきたとおりでございますし、この子供たちを少子社会の中でどのようにはぐくみ教えていくかということの重要性。人口が日本も減少社会に入っているという中で、特に過疎地帯といわれる我が町において、若い人たちを呼び込んで、子供を生み育てやすい環境をしっかりと整えていくということが一番の課題であるという認識を持って取り組みをさせてきていただいておりますし、施政方針でも触れておりますけれども、これからの施策として認定こども園制度をしっかりと根づかせていくという方向を示させていただいているところでございます。

認定こども園の認定につきまして、昨年加美町が県の保健福祉部長より私自身がいただいてまいったこととございます。既に御報告を申し上げたとおりでございます。これまでは文部科

学省と厚生労働省という縦割り行政のもとでやられてきた制度、なかなかその意味でも質問にもございます待機児童の解消に努めると言いながらもできなかった事情があるということでございます。

順を追ってお答えをしたいと思います。幼保一元化の効果をどのように見ているかということでございますけれども、ゼロ歳児から2歳児は保育所保育指針に基づいた保育を行うようにいたします。3歳から5歳児は……（地震発生のため中断）

○議長（一條 光君） 暫時休憩します。

○議長（一條 光君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入ります前に、町長より発言の申し出があります。町長。

○町長（佐藤澄男君） 先ほど11時45分発生地震について。震度4弱ですが、四捨五入しますと4ということになるということで、12時5分に災害対策本部を設置をして、上下水道課、建設課、農林課、それぞれにおいて被害の調査を行っているところでございます。現在のところ被害の報告はないということでございますが、ただいま中新田消防署からも派遣をされまして、庁舎内でなおその被害の確認を続けているという状況でございますので、御報告をいたします。なお、教育委員会の関係でございますが、本日高校入試の日でございますが、それぞれ対応が一様ではないようでございますが、その時間、休憩ということで、それぞれ再開をして試験を行っているという報告がありましたことをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 一般質問。新田博志君の質問を初めからやり直します。質問は簡潔にお願いいたします。

通告7番、15番新田博志君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔15番 新田博志君 登壇〕

○15番（新田博志君） 先ほどは大変なハプニングでしたが、子育てについて質問させていただきます。

保育行政全般についてお尋ねいたします。

幼保一元化の効果をどのように見ているか。

保育所の待機児童をゼロにするために、どのような取り組みをしているのか。

保育士の確保の見通しはどのようになっているのか。

以上をまずお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 子育てについてのお尋ねでございます。やり直しということでございますから申し上げますが、子供は町にとっても国にとっても宝であるという共通認識を持ってこれに当たってまいるといってございまして、我が町におきましては昨年認定こども園の認定を受け、おのだひがし園、おのだにし園、そして、みやざき園と3園をこの4月から開園をするということで準備を進めてきているところでございます。

お尋ねの幼保一元化の効果をどのように見ているかということからお答えを申し上げます。

ゼロ歳から2歳児につきましては、保育所保育指針に基づいた保育を行います。3ないし5歳児は、幼稚園教育要綱に基づき教育、保育を行います。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして園の一貫した教育・保育を受け、就学を迎えることができます。少子化により子供の集団が小規模化しております。健やかに育つ条件には、一定の子供集団が必要であります。保護者の収入にかかわらず利用可能で、就労形態により変更も可能になります。時間外保育、延長保育等一律のサービスを受けることが可能になります。低年齢児の受け入れが拡大をされます。134人まで見込めると。現在の利用状況は83人でございます。給食サービスも一貫した提供となり、リズム等についても幼児等に見合った提供となります。園において子育て支援事業を実施することにより、子育てについて地域との連携等で実施ができます。以上のことから利用者にとって利用する上での選択肢が拡大をされ、さまざまな条件に対応でき、利用しやすい状況となります。また、子供たちは多くの友だちとコミュニケーションが図られ、社会性、積極性等が培われ、より健やかに育つものと期待をいたしております。

次に、保育所の待機児童をゼロにするためにはどのような取り組みをしているかということでございますが、中新田地区の教育・保育の提供の推進につきまして、今協議検討中でございます。待機児童解消として家庭的保育事業の推進も一役と考えております。平成23年度、県において、家庭的保育者研修会を開催し育成を図ることになっておりますので、町においてもこうした研修会を活用し、家庭保育者を育成し、保育士、看護師等の協力のもとに家庭的保育事業の実施を推進をいたします。家庭的保育者とは、待機児童解消として保育所から技術的な支援を受けながら、保育士、看護師の資格を有する者の居宅等において少人数の児童の保育実施をすることということでございます。

三つ目の保育士の確保の見通しについてでございますが、現在通常保育と、これは休暇時対応のフリー保育士を含みますが、これにおける保育士確保は適宜に行っております。待機児童解消対策の一つとして認定こども園を設置し、入園定員数の増加を行っておりますので、今後

3歳未満児の入園、入所が増加すれば大変厳しい状況となります。引き続き保育士確保関係課と協議をして、この確保に努めてまいりたいというふうに考えております。ちなみに保育士の採用でございますが、平成21年度において3人、平成22年度において2人ということになっております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） それでは、まず認定こども園のところからいきたいと思うのですが、町としても国からの指針を受けて、早く取り組んでいただいたということについては非常にいいことなのだなと感謝しているところでもありますけれども、私もちょっと今回この質問をやるに当たってあちこち取材して歩きました。副町長のところにも行ったのですけれども、いろいろなところでちょっと取材したのですけれども、どうも何か幼稚園部が4歳、5歳児かなと思ったら3歳からということで、ちょっと幼稚園部の方に子供の数が多過ぎて、結構園舎が手狭なのかなというような感じを抱くところもありました。

反面、2歳児以下のところは結構がらがらだなというようなところもありまして、その辺のことについて、何というんですか、もともと幼稚園があつて保育所があつたと、建物をまた別々に使っているわけなので、片方だけいっぱいになってしまったというのは、何かちょっと対策がないものかなと思って見てきたんですが、その辺をまずどのように考えていらっしゃるか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進課長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

今、御指摘ありましたけれども、認定こども園、3歳から幼稚園ということで考えておりました、そのために幼稚園と、保育所もですけれども、その改修を行う。それで幼稚園分につきましては教室も増設しております。受け入れ可能な子供たちの面積とかそういうものを考えながらやっておりますので、今まで幼稚園部で受け入れた人数よりもかなり多くなるのは当然多くなるんですけれども、受け入れ枠に関しての面積等のクリアはしておるというふうなことであります。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） わかりました、了解しました。

それから、今の町長の答弁の中に「家庭的保育所」ですか。これは、一般に言われている「保育ママ」という制度だと思っておりますが、これは、この町では見通しは立っているのでしょうか、その辺についてお聞きします。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 家庭的保育ママ事業というのは、国で規定しているものはかなり難しい面があるんですが、人数の点で100人以上とか、そういうあたりで保育ママ事業を開始するというような規定がございますが、町独自で次世代育成支援行動計画の方には26年度まで保育ママ事業、5人程度のところでふやしていくというような計画がございますので、24年度、県の子育てに精通していた人とか、そういう経験のある人の研修会を開催するというふうになっておりまして、30時間とか研修を受けて家庭保育ママ事業ができるというようなことがありますので、町の中でもそういうのに協力するというような声も聞かれますので、計画に基づいて24年度は実施していく見通しを立てております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） そういうあてもあるということで了解しました。ぜひそういう制度も取り入れながら待機児童をゼロにするように努めていただきたいなと思っております。

その待機児童ゼロの問題ですが、実は少子化、少子化と言われていて、しかも待機児童がいっぱいいるということで、都会などいろいろな方策を取り入れてはいるんですが、一方、どういふものなんですかね、結局だれもかれもが子供を預けたがるという弊害も出ているということで、実は子育て支援を充実させる、例えば一人で子育てに悩んでいるお母さんたちを集めて、子供はやはりお母さんが愛情を込めて抱きしめてやるのが一番だよというようなことをきちんと教えてあげる。それから、相談窓口や一時預かりなど、ちょっとした支援の場があれば、必ずしも保育所に通わせなくてもいいという母親が出てくるのではないかという話も一部にはあるんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 子育て支援室長、お答えいたします。

今の新田議員のおっしゃるとおり、子育て支援事業のところでは、来年度は今まで小野田東の方には子育て支援事業の拠点はありませんでした。今度そこにも拠点をつくりまして、今まで3カ所で実施しておりましたが、4カ所で実施することになります。その中には保育士の方と補助員の方の2名を配置していただきまして、家庭における育児担当者との連携とか相談窓口、一時預かり事業等の開催をする予定で今相談中でございます。今までは一時預かり事業等も中新田保育所等で対応しておりましたが、今度は各地区1カ所ずつ対応できるようなシステムをつくる予定であります。

中新田保育所では、21年度、35名ぐらいの方の御利用をいただきましたが、22年度はその倍

以上になっておりまして、現在80以上の利用になっておりますので、やはり各地区に一時預かりのところが必要ではないかというふうに思っております。ちなみに半数以上は中新田地区の方の御利用でございますが、小野田地区が3割ぐらいで、現在のところは宮崎地区の方には利用していただいておりますが、利用したいという声などもありますので、各地区子育て支援事業と、それから一時預かり事業などの23年度の開催予定を検討し、実施していく予定でおります。以上でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） さすが我が町は頑張っているなという思いで今聞いておりました。小野田地区、宮崎地区にも子育て支援の拠点をつくるという話は初めて聞いたのでありますが、頑張っているなと、さすがうちの町だなという思いがありました。

そこで、もう一つ。今度は現庁舎の跡地利用問題で、子供のいる若い世代をふやそうと、どうしてもふやしたいものだという町長の思いもありまして、いっぱいふやすということになると、今度は待機児童を生まないためには、若い世帯がいっぱいふえてくれば子供もいっぱいふえるわけですから、そのための施策がどうしても必要になってくると思います。学童保育についてももっと充実させていかなければならないということがあります。その辺について、将来の見通しなどは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在学童保育は、中新田地区は4カ所で開催しております。児童館、みなみ児童館、広原児童館、鳴瀬児童館という公民館のところでやっておりますが、児童館の方の人数がふえておりますので、その辺の対応のあたりを少し協議しなければならないかとは思いますが、広原児童館等、鳴瀬児童館等の人数等の加配については、御利用していただける人数等については、十分対応できるものと思っておりますので、中新田地区の中新田児童館のクラブとみなみ児童クラブのありようについては、さらに検討が必要かと思われませんが、今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） それでは、簡単に聞きますけれども、これから先、待機児童はなくなりますか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在のところ4月入所の待機児童はございません。中新田地区においても小野田地区においても宮崎地区においてもゼロ歳のところから5歳児までを見ま

して、待機児童という形ではおりません。ただ、今後転入した方、それから途中から就労に入る方で、少し入れない状況が出るかとは思いますが、今後家庭保育ママ事業等の充実ができれば、待機児童の緩和策にはなると思われます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 将来の見通しについてはまだ難しいと思いますのでその辺にしておきます。

それでは、その次ですが、保育士確保の見通しということですが、現在たしか中新田保育所の場合は、正職員が3分の1で臨時、非常勤が3分の2だったと思うのでありますが、この割合というのは、例えばどうなんでしょうか。法律には違反していないのかとか、それから保育士の資格を持っていないお手伝いの方ももちろんいっぱいいらっしゃるのですが、そういう人の割合というのはどこまで認められているのかとか、そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

まず、今の保育士の数からですけれども、町の正職員、当然、あと有資格者の非常勤職員で賄っていると。その状況をまずお知らせしますと、町としましては、現在正職員で42名の方、児童館等も含めますけれども、職員がいらっしゃいます。そのうち通常保育で保育業務に直接当たっている方々が現在29名、管理職等はどうしても抜けますので、いらっしゃると。そういう形の中で非常勤職員の有資格者を、今回の見込みですけれども、現在45名の方をお願いしていると。これは有資格者です。今現在必要とする保育士をすべて有資格者で賄った場合の数というのは、目標とする好ましい姿というのが93名必要になりますので、その差19名は保育補助員という形で賄ったような状況という形です。

なぜこういう状況なのかということをちょっと今いろいろ調べて、将来のことは今後の課題となりますけれども、合併したときの数を今見ていたんですけれども、保育士が33名で、定員管理計画の中ではそれを、今の定員管理計画ですけれども、6名減で全体の287名にもっていきますよというような、今の計画ですね、それは当然ながら年度別にローリングしながら、現在保育士の数はさっき言ったとおり42名で、町長が説明したとおり年度採用もしているという形で限りなく努力をしているということが実情で、正職員も確保しているし、非常勤も確保して、この分の数が非常に大きいウエイトでふえてきているという状況です。

当然ながら子育ての充実、需要が、それだけゼロ歳児、1歳児、2歳児、低年齢から非常にそれなりに対して強く需要があつて、それらに対して対応しているという姿でございまして、

現状はそういう姿でございます。

それが違反かどうかということにつきましては、好ましい姿ではないとしても違反とか違法とかという形にはとらえておりませんで、足りない分は的確に補助員等で対応しているという現状の姿でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） わかりました。

それで、実はしばらく前に私が一般質問でやったことを総務課長にもぜひ思い出していただきたいのでありますが、当時、有資格者の保育士が結構交通費の問題でやめていきました。そのことをお話ししたときには、総務課長が答えたわけではありませんけれども、臨時・非常勤の職員に対する交通費の支給は違法であるという答えをいただきました。先ほど町長の答弁の中に、私への答弁ではないんですが、交通費も支給してやりたいという話を聞きまして、では、あのときの話は何だったのだと。たしか地方自治法だか地方公務員法の中に支給してはダメだと書いてあると。私は、その当時、色麻とか三本木とかで支給しているという話を聞きましたので、よその町では支給しているのではないかと聞いた覚えがあるんですが、そのときには「よその町の方が間違っているんだ。うちの町の方が正しいんだ」という答えをいただいたのでありますが、その辺はどうなっているんでしょうか。わかったならば、教えてください。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 説明をいたしたいと思います。

自治法の中で非常勤職員、これらにつきましては報酬、それ以外に支給できるのは一部、議員もそうですけれども、報酬を支給できると。要するに自治法の中で、それ以外のものについては支給できないという読み方が通常でしたら、今も通ってきているんですが、そういう流れの中で、それは条例で定めて当然支給できると。そして、私の方の条例では、報酬以外は一切手当は支給できないと。通常どこの町村でもそういう形なんですね。ただ、それを条例で定めて、交通費として出すところ、あるいは報酬の中で相当額を報酬にプラスして出すという形のところがままたま見えてきて、それに対して明確に、今、種々パート職員等の動きの流れもあってですね、県の方からも、県の労務職員等もそういう形なんですけれども、明確なきちんとした指導、こうなさいという指導はない中に今来ているのが実情で、今の正規の公務員改革なんかとあわせて、労働基準法の改正なんかとあわせてそういう動きがあるんですけれども、そういう過程にあるということで、決してとらえ方によって、他市町村の事例等も参考にしながら、それを研究してやっていきますと。ただ、条例にも何にも定めてやらなければ、それは間違い

なく違法ですというお話をさせていただきました。

それで、町長が答弁しました、今回の4月からそういう形をとっていきたいという形で指示を受けていますのは、旅費相当額を報酬で支給すると。これは、条例の中では報酬が支給できないとなっておりますので、これは要綱があるんですが、非常勤あるいは臨時職員の取り扱い要綱、その中の報酬に、市町村の例に応じて、例えば非常勤職員ですと常勤ではないので日数が若干短くなるわけですね。勤務日数に応じた、上限は当然20キロなら20キロという形で上を決める案を今つくっていますけれども、そういう形の中で、相当額の報酬でプラスするという形で今検討を加えて、4月から実施したいという形で町長の指示を受けていますので、それを言ったのだと思います。内容は以上でございます。

○議長（一條 光君） 当時答弁をした方に確認は要りませんか。（「いいです」の声あり）

新田博志君。

○15番（新田博志君） 要するに、当時からあればもっとよかったなど。逃げられないで済んだ人たちもいたのかなとは思ったんですが。それで、そのときに総務課長が答えてくれたのは、これは根本的な解決をしないとどうしようもならないと。それで、保育士の確保については根本的に解決しますので、ちょっと時間をくださいという答えをいただきました。その根本的な解決方法というのはどういうことだったのか、その後話は聞いておりませんので、もしお答えできるのであれば、その辺をお答えしていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 根本的な形で私が答弁するのはどうかと思いますけれども、これは全体で協議しなければならない事項なんですけれども、施政方針の中にありました定員改革、まず公務員の改革というのがまだ年金絡みで、定年制も含めていろいろな問題がありますよと。その中の一つとして非常勤の扱い、パート職員の扱い、それが出てきますので、他町の事例等も加えながら、まだちょっと時間がかかっていますけれども、そういうのも常時視野に入れて、そちらとあわせて23年度にちょっと力を入れた方向性を出していきたい。問題は、ほかの町村などの例を見ますと、技術職の方は公務員法の適用を受けない特別職にしているところがあったり、先ほどもあったんです、再任用職員にしたり、あるいはさまざまな形で取り組んでいるところがありますけれども、いずれにしても職員がどうなるかというところの中の補充が非常勤の、さっき言ったように職員になりますので、それらとあわせて考えていくのが根本的な考えということで、そちらがまだ決まっていないのでまだちょっと時間がかかると思いますので、よろしく御理解を申し上げます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） ぜひともわかりやすい形で早く道筋をつけていただきたいものだと思います。それをお願いしておきたいと思います。

それから、副町長に取材している中でちょっと出てきた話ですが、中新田地区の話ですけれども、私立の幼稚園と保育所のあり方について町では新しく検討しているという話をお聞きしたのでありますが、その辺についてお話いただければと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長です。

今、御質問のありました中新田地区の幼稚園と保育所のあり方ということですが、21年に庁舎内の検討委員会で、中新田幼稚園・加美保育所再編検討委員会というものがありまして、その中でも認定こども園の関係からいろいろ町内のそういう子供たちのあり方を検討したものがああります。その中で、当然加美町全体を考えた子供たちのあり方というもので、中新田地区もそういう認定こども園的なサービスを行うべきだろうと。

ただ、御指摘のように、私立幼稚園と公立の保育所という極端な形で今存続している。それで、幼稚園につきましては長い間幼児教育を担ってきてもらった経緯もございます。そういう形で今あるわけですが、今後これが小野田、宮崎の認定こども園のあり方と同じようなサービスをやっていけるかどうか。これを来年度以降、検討したいと。どうしても私立幼稚園と公立という立場の違いがありますので、そこを話し合いをもって埋めていきたいなというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） この話は、いろいろな要素を含んでいるのでありますが、例えば今現状として私立の幼稚園は大変な状況になっていると思います。というのは、中新田保育所は新しく大きい立派な建物ができた。しかもこの町は保育料を減免していると。半額にしているんですね、国の基準の。そんな中で公立の幼稚園は多分月謝が4,200円ですか。それから、私立の幼稚園は1万7,000円ですよ、月謝が。この差額をどういう形で埋めないと、3倍近い差なので……、ああ、3倍ではないな、4倍ぐらいの差なので。これは埋めないことには多分どうしようもない問題かなというのが一つあります。もちろん先ほど伺ったように、全体として考えると。幼稚園と保育所のあり方を考えるということで考えていかなければならないんですけれども、来年度検討したいという話ではなくてですね、これは早急にやらないと皆さん大変困っているのではないかと。

ですから、この辺の話し合いは、例えばですね、暫定的に、では、来年はこうしたい。この程度にやりましょうということか何かないと。それから、町の方針というのがある程度打ち出されないと、私立の幼稚園の皆さん方にとっても手の打ちようがないと。町の方針が決まらないちは手の打ちようがないという状況だと思いますので、その辺についてどう思われるか、お答え願いたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 幼稚園のあり方というのでしょうか、保育所もそうなんですけれども。保育所については、親の子育てができないということで預けたいという親がいれば、町はそれに対しては手当をしなければいけないという児童福祉法の問題があります。それから、幼児教育での幼稚園。これは義務教育ではないものですから、町に建設をする義務はない。ただ、子供たちのことを考えれば当然建設して、子供たちの教育の一環として小学校に上がる前の教育をするというのは大切なことなので、そういうこともあります。

ただ、今おっしゃられましたように、使用料というんですか、利用料金、入園料というものはかなり格差がある。確かなんですけれども、それを、では町が補助したから幼稚園の方に行けるのかという問題も即それだけで解決できるものなのかという、ちょっと難しい話になるのではないかなと。結局義務教育であればそれは問題ないんでしょうけれども、結局は親が選択制で幼稚園に入れるかどうかという問題も絡んでくるのが大きな課題としてあります。ですから、どこまで来年度結論を出すとかというものはですね、ちょっと今のところその話し合いを始めないとどこまでその問題が解決できるかというのは、今のところまだ庁舎内でも問題にされているところです。ということで御理解していただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 保育所の児童1人当たり約100万円年間かかるんですよね、町としては、持ち出しが。その金額を考えると、これまで私立の幼稚園が果たしてきた役割というのは物すごく大きいんですね、町にとってはプラスになっているんですよ。そのことを考えますと、今生き残るのが難しくなっている状態の中で、町としてどういう形かで助成したいという思いはないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 町立の保育所、幼稚園については、先ほど申し上げましたように認定こども園の制度に移行することによってその解消が図られるというそういう方向性は見えてきたということです。しかしながら、旧中新田町時代からの懸案でございましたこの保育と幼稚園教

育のこの線引き、あるいは一体にした方がいいのかというようなことの議論はずっとあったというふうに思っております。新しい町になってすぐにこういうことにやれる方向を検討をすべきだというふうに思っていましたけれども、いかんせん、町の単独の支援体制で私立幼稚園の中まで突っ込むことができない面というものもあるわけでございます。これは、国で定めている支援事業に、町がその制度に乗っかっての支援、援助を行ってきたというのが実態でございます。しかし、同じ町の中で、小野田、宮崎がそういう形での移行ができるようになったということに伴って、この中新田の幼稚園と町立の保育所とのこのバランスをどのようにとっていくのかと。そして、そこで預かる子供たちにできるだけ格差のないような形ということは、当然これは町としても考えているということございまして、これにつきましては折に触れて二つの私立幼稚園の皆さんから要望を受けまして、議会にも同じように陳情があったのかと思っておりますけれども、この方向をどこを突破口にしてこの協議を進めていくかということについての話し合いを持とうというところの今段階であるということをお理解をいただきたいと思っております。方向としては、小野田、宮崎の認定こども園が開園をするということに伴って、よりよい方向を見出していきたいというのが今の私の考え方でございまして、その具体的なことについて、お互いが同じテーブルにつきながら話し合いをするようにということを示しているということもつけ加えさせていただきます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 方法というのはいろいろあると思うのですが、例えば先ほど総務課長の答えの中に、交通費を交通費という形で出せなかったならば報酬の上乗せという形で出すとか、そういう話もありましたように、方法はいっぱいあると思うんですよ。例えば児童館の指定管理者制度、これをある程度引き受けてもらうとか、いろいろな方法を取りながら考えられることはいっぱいあると思うんです。例えば通園バスがぼろになったと。では、バスを補助しましょうとか、何か形を変えれば補助なんていうのはいっぱいあると思うので。

旧中新田時代から、県内に5カ所ぐらいしかなかった、5町村ぐらいでしかやってなかった就園奨励費が中新田にはありまして、それで、その時代から就園奨励費という形で応援していたというつもりではあったと思うんですが、実際就園奨励費というのは保護者に入るものから、幼稚園にとっては支払いのおくれている保護者の分が何とかなるかなぐらいの感じだったと思うんです。

そういう形で、いろいろな形で補助のつけ方というのはあると思いますので、実際早く取り組んで、来年度中には相談したいぐらいの感じではなくて、できるだけ早い形で相談を申し上

げて、しかも町としての方向性を早く出していただきたいと思うのでありますが、その辺について再度お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長です。

確かに議員の言われることは最もだと思うんですけども、今、幼稚園、保育所もそうですけれども、今、民主党で言っていますこども園ですか、これがまだはっきりした方向性が出ていない。仮に今の出ている案が通れば、認定こども園はそちらの方に移行は楽にいける。ただ、今の幼稚園、保育所の、今の形であればですね、かなり厳しい条件がつけられる。それをクリアしなければ、将来の幼稚園なり保育所、これは中新田保育所も入れての全体の話になってきますので、それを見きわめながら進めていかないと、今の部分だけで将来にこども園の法律化、方向性が出されたときに、またそれを考えなければいけない状態になるというのが一番怖いところだというふうに考えております。

最初は、こども園は全部こども園にしろという方向でいっていましたが、幼稚園、保育所のかかなりの反対がありまして、では、今の幼稚園と保育所は残すということになりました。だけど、補助というか、将来的にですね、そういうものは一元化して一本で出しますと。それで、今の幼稚園、保育所がそのまま残れば、それに該当するかどうかという問題もあるらしいので、それが方向性がまだ決まっていない段階でそれなりに町の方で私立幼稚園、今の形をどうするかという部分を含めた形での話し合いが必要だろうというふうに思っていますので、23年度からそれに取り組みたいということもあります。ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 到底理解できる話ではないですよ、そんなのは。早目に手を打たなければだめだという話をしているわけですから、別に民主党の政策がどうだの、こども園がどうだのという話ではないんですよ。実は、そのこども園に関するシミュレーションと違って、これは民主党で出しているものですが、こんなのももらっているんですけども、そういう話ではないと思うんです、私は。それは後々の話であって、それではなくて、では来年どうしましょうかと、方向性をつけてくださいよと町で。例えば四、五歳児、私立の幼稚園にやるのかやらないのか、その辺のことをきちんと方向性をつけてもらえば、幼稚園としても、例えば先生をふやしたりとか何とかという形がとれると思うのですが、今のままで23年度から将来のことについて話し合いましょうという形だと進まないと思うんですよ。改善しなければどう

しようもないような状況に近づいておるので、皆さん、多分。いろいろな切実な思いがあって町の方にも交渉に来ていると思うんですけども。その辺のことを考えてですね、将来民主党のこのこども園の姿がどうなるかわからないから来年から話し合いの場を持ちましょうではなくて、どういうふうにしていくのかというその方向性なり何なりを、では町としてもこうやっていきますよというような話をさせていただきたいんです。ということで、多分町長しか答えられないと思いますので、町長、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 別に政府の方向性がどうのこうのということでは基本的にはないんです。問題は、私学ですから経営体としてこれまで積み重ねてこられた歴史、あるいはその園の伝統といいますか、その園の柱というもの、教えるものの柱というものが当然あろうというふうに思っております。したがって、これはぼつり、ではこういうことですかということ切った話、要するに認定こども園に町立の場合はしたわけでございますけれども、ではゼロ歳児から2歳児までを保育所で見ますよ。それ以上の就学前はではお願いできますかということばつと切った話を最初からした方がいいのか。あるいはその間でもいろいろな考え方の人たちも、私立の幼稚園に通っている家庭においてもいろいろな考え方があるんだろうと思うんです。ですから、そういったことの切り口をどこから入っていったらいいのかということも含めて、担当にそういう話し合いの場を早く持ちなさいということを私から指示をしているということでございますから、全然後ろ向きの話でも何でもなく、前向きにこれは考えていくということでございますから、年度がどうのということではなくて、今は3月の半ばになってしまいましたけれども、これは去年から言っていることなんです。ですから、その辺も踏まえて協議を続けていくと。そして、よりよい方法、方策を立てて、私立幼稚園の経営もしっかり成り立つような方向も考えなければならないということを申し上げておるものでございますから、御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 新田博志君。

○15番（新田博志君） 町長の最後の答弁で納得しましたので、これで終わらせていただきます。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、15番新田博志君の一般質問は終了いたしました。

通告8番、1番下山孝雄君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔1番 下山孝雄君 登壇〕

○1番（下山孝雄君） それでは、議長より発言の許しをいただきましたので、通告しておりま

す町職員雇用のあり方について御質問をいたします。

大きく三つにわたってお聞きするわけですが、まず第1点。職員定数の問題であります。きのう同僚議員により詳しく質疑がなされております。施政方針でも行政改革の中で具体的に触れられております。通告の締め切りが早いのでありまして、施政方針がその後に出てくる、答えが初めから出ているような状態でありまして、後で細かな点についてお聞きしたいことがありますので、まず第1点目についてはきのうのこととダブることもあると思いますけれども、まずは町長に簡単に結構ですので所信の表明をいただきたいと思っております。

2番目の問題。町職員に関して行政報告書をいただいております。昨年もだったんですけども、続けて目標の人選が果たせなかったとして、再募集、2次募集というんですか、これらを実施されております。どういった問題があつてこのようなことになったものか。また、2次募集の採用日程など、そういったことについてお伺いをいたします。

3番目でありますけれども、職員の蓄積した知識、能力を積極的に活用し、町の事業推進に資するため、町職員の再任用に関する条例を定めておりますが、これまでそれらで対応したことがないと思っております。これからどのように運用、実践されていくお考えであるか、そういったことについて町長の所信を伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 下山議員の御質問にお答えを申し上げます。

一番目の職員定数の部局内の配分は、それぞれ任命権者が定めるとされているが、臨時雇用も含めて配置人数の具体的目標ということにつきまして、昨日の施政方針あるいは三浦又英議員の御質問にもお答えをしたところでございますが、概略を申し上げますと、平成15年の合併時、職員数が399人でございました。これを25年4月に112人減の287人にするということで、その計画は実際には計画を上回る目標を達成をしつつきているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

今後の方向性につきましても具体的な計画は23年度中に策定をしていきたいというふうに思っております。非常勤職員の問題につきましても、先ほど新田議員にお答えをしたような流れの中で取り組んでまいるということでございます。

2番目の職員採用の2年ほど再募集を実施しているということでございますが、概略を申し上げますと職員採用試験の1次試験につきましては、これは宮城県町村会に委託をして県内市町村統一の試験として実施をしております。初級は毎年9月に1次試験を行い、面接などの

2次試験は町が行いまして、11月中旬に合格発表をしております。2年続けて再募集となりましたのは、昨年に引き続いて採用予定人数に合格者数が満たなかったということによるものがあります。また、本年は栄養士についても後年度の退職者を考慮して追加募集としたものでございます。追加募集についても各自治体からもあることから、これも町村会に統一試験をお願いをして実施をしております。最初の統一試験の関係から日程はちょっと窮屈にならざるを得ないわけでもございまして、1月末に1次試験を行い、2次試験を去る3月1日に行いました。この10日に合格発表を行う予定といたしております。

参考までに本年度の応募状況について申し上げますが、最初の初級行政の申し込みは40名ございました。最終合格者が2名でありましたので、追加募集を行うことといたしまして、初級行政が25人、栄養士には8人の申し込みがございました。3月1日に2次試験を行い、10日に発表の予定と先ほど申し上げましたが、栄養士は1次試験の合格者が2人とも辞退ということになりました。これにつきましては23年度に2人の退職が見込まれることから、できれば22年に1人を確保したいということで追加募集をしたところでございますが、23年度の採用で確保をしまいらなければならないと。本年度は残念ながらできなかったということでございます。

3番目の町職員の再任用についてどのように運用を実践していくかということでございます。この再任用の制度につきましては、公的年金の支給開始年齢の引き上げが行われることを踏まえまして、長年培った能力、経験を有効に発揮できるようにするために定められたものでございます。本町では旧町の条例を引き継ぐ形で合併時から条例で定めておりますが、実際に採用した例はまだございません。それは定員適正化計画に基づき職員を削減していくこととしているために、職員の定数条例に含まれる再任用職員の採用はこれと逆行するのではないかとということ。また、町内の雇用対策の面から非常勤職員の雇用をしていることなどから、定年退職者を引き続き雇用するということがどうかということで見合わせていたものであります。

しかし、昨年8月の人事院勧告におきまして、新たに平成25年度から定年延長ということが盛り込まれております。国の動向がいま一つはっきりしておらない状況ではございますが、定年が延長されてまいりますと採用計画にも大きく影響してまいります。したがって、公務員制度改革全体の動向は、今後とも注視をしまいらなければならないと考えております。

また、今後の5年、10年を見据えた職員の定数管理を考える中においては、職員数のさらなる減少も見込まれますので、そうした場合に長年培った職員としての知識、能力、経験、こういったもの、要するに言われるマンパワーとしての魅力ある人材でございますから、制度的な部分が多くを占めますが、これらについても検討をしまいたいというふうと考えておりま

す。以上、御質問にお答えとさせていただきます。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでは、職員定数の問題から。合併前ですね、合併研究会、それと合併協議会時期から合併は究極の行財政改革になると位置づけまして、その中でも職員数の削減も大きな一つの目標と位置づけられたわけでありまして、先ほど町長がおっしゃいましたように、雑駁に言いますと400人を10年間で300人に、当時ですね。経費の削減は6億8,000万円。その達成をどうするかということについては、退職者の4分の1採用を基本とするということまで進んできたわけでありまして。ちなみに合併からの退職者、それから採用人数の状況を見てみますと、平成15年から22年まで退職なされた方は132名。それから、それらを受けまして平成16年から23年までの予定の採用、最初から入れて36名です。この数字を見てみますと4分の1にやや近い。33名が正式に4分の1なんですけれども。町長が施政方針で言っておられますこの定数削減については目標を上回った結果が出ているのではないかというようなこと、そういったわけでありましてけれども、その傾向ですね。合併初年度、いわゆる15年度末で早目に退職する方も多かったんで、そのときはちょっと退職者が多かったんですけども、その後退職者数は少なかった。団塊の世代ということで平成19年から多くの退職者が出てきたわけでありまして、職員定数については、ですから20年から非常に少なくなってきております。これもそれまでの経過と違って非常に多く、急に職員数の数が減ってきております。また、採用においても、当初合併需要で余り採用を抑えられなかったということもありますけれども、その後は採用人数は抑えております。

そういった流れで、結局、先ほど町長が職種で確保が難しいというような内容のことをおっしゃられました。保育、労務、調理、その現場へ出る人たちの確保は必ず要望が強いものであります。そうすると急激に減っている削減の大部分は、一般行政職でやらなければならないというようなことであります。これまでですと、職員の努力でそれらをカバーなどしておりますけれども、余りにも急に職員数の減少、それからまたさらに現状303名ですか、それから287名を目標にするというと、これからの定数の削減については相当な努力が必要だと。きのう、きょうと論議されておりますように、機構改革、事務事業の見直しを行って、それぞれの効率化を図っていかなければならない。いわゆる体制づくり。また、少ない人数での職員の、町長がそれに当たるわけですけども、やはり人材の活用、少ない人材での活用、それから評価、職員の育成。こういった問題について、ちょうど加美町はこういった激変といえるような時代なんですけれども、庁舎建設が今進んでおります。そういったときにあわせて、きのうも出

ましたけれども、これらとあわせた機構改革、ちょうど利府町などが効果を上げておりますので、そういったものに対する町長の力強い取り組み、それから先ほど申しました人材の活用、評価、育成、こういった面で町長はどういったことをお考えになられているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御指摘の点について考えていることを申し述べたいというふうに思います。

合併は最大の行政改革だということで、3町が一つになって加美町が誕生いたしました。以来8年を経過をしております。いろいろな問題もございましたけれども、これはやはり長年培ってきたこの地域の特性を生かして、職員が一生懸命働いてきた成果でもあろうというふうに思っております。年齢、構造的な問題で60歳定年を敷いておりますから、その年度によって退職する数というのはある程度予測ができたわけですが、それに伴って4分の1の採用をしていくということで、大体10年で100人減らせるなどということを合併時には目標に掲げました。その後、それ以上の削減が見込めるということになりまして、それに加えて最近は途中でというか、退職年齢までいかなくても早くやめられる方も多くなってきている傾向がございます。そういったことを考えますと、何が大事なのかということ、その目標を達成するためにがむしゃらにこれを、要するに計画を縛りつけるということが本当にいいのかどうかという議論が出てくるんだろうというふうに思います。問題は、人の配置によって行政に対する行政サービス、要するに住民に対する対応が悪くなるということはある程度は避けられないことではございまして、そういう面で窓口業務などについては、これは大事な、言うなれば民間でいう接客のマナーは当然必要なことになってまいります。そういう職員の資質の向上、これがさらに求められてきている時代であるというふうに認識をいたしております。

したがって、今後どういう気持ちを持ってやるのかということになれば、ある意味で行政事務そのものはコンピューターが進みましたものですから、できる分野についてはそういう面での削減は、これは効果として間違いなく見られる時代になってまいりましたが、御指摘いただいたように現業部門におけるマンパワーというものは、ある面で、これはかなりニーズにこたえとなれば、大きく厚くしなければならない分野であるということにもなるわけがございます。そこをどういうふうにカバーしていくかということになりますと、やはり先ほど申し上げましたように、その一人の職員の能力が問われる、そういう面が大きくなってきていると。したがって、これらの若いころからの教育、研修というものも非常に大きなウエイトがあ

るんだなというふうに思っております。人事評価も導入をしなければならないわけですので、そういったことを含めてしっかりと自己管理ができるそういう人間形成にも努めるということも大事なことでございますから、そういったことに意を用いて、今後職員の研修を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 合併して私はよく職員と話をするときには、やはり合併の目的、そういったもの、合併の効果というのは、やはり職員にかかっているということをよく申し上げたわけなんです。もちろんこれからもそういったことでありますし、適正化を進めたいわけで、急激に今加美町の、理想は平らに進んでいけばよかったですけれども、余りにも急激に、中心になる方も大分変わられるというようなことで、そういった意味ではやはり今町長がおっしゃったように、結局職員の資質の向上、そういったものを十分図っていかなければならないと思いますので、そういった点に御期待を申し上げたいと思います。

それから、施政方針の中でもあります「景気は立ち直りの兆しが見える」というようなことがありますけれども、こういった時代です。先行きの見えない、極めて不安定な経済の中で、新規卒業者の就職状況は非常に厳しいということでもあります。加美町新規卒業者雇用奨励金交付制度、これを23年度に実施して、町内に事業所を有する事業主へ積極的な雇用を働きかけていくということで、具体的には1人の採用について30万円の奨励金を交付するということがあります。これまでも国など、県がらみでも、正規雇用への採用について奨励金策もとっております。こういったことで自治体が定数削減に取り組んでいるということもわかりますけれども、何とかお願いしますということで、雇用をほかの事業者に要請しているとき、加美町自治体そのものの定数削減、これをどう評価するかということもあると思います。23年からまた新しい計画策定に入るわけですが、こういったよそにお願いしなければならないような就職事情、しかも17年、18年の、これほど就職事情が逼迫していないときの適正化計画でありますので、ここで目標数値は変えないとしても、もうちょっと緩める考えは、町長、ございませんか。採用をもうちょっと延ばすとか、具体的には。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 行財政改革一体として考えた場合に、ある年での、要するに効果が見えない中で立てたときの計画でございます。ある年で割り切った考え方といいますか、財政状況の一番ひどいピークであった平成18年度当時を基本としますと、どうしてもちょっときつつけられどもっと減らしていかなければならないというような考え方に立った計画だったんだろう

というふうに思います。そして、しかしやってみればやれないことがなかったなど、成果として見えてきている分野が大きいということでございます。財政面につきましても非常に心配する向きがございましたけれども、この3月末、要するに22年度末においては、実質公債比率も16.3%程度になるであろうという財政の健全化の見通しが立ってきている状況の中でございますから、その採用の問題についてはこれから慎重に検討をしていかなければなりませんけれども、必要な人材を確保していくということ、あるいはこの年齢構成というのも組織の中では非常に大事なことかなと。10人同期生がいる年と2人しかいない年というのでは、将来の、要するに幹部職員になった場合のバランスのことも将来的にあるのかなという思いもございます。そういったことも踏まえまして、これからの採用の計画につきましてはいろいろな面から新たな計画を立てる場合には検討をする必要があるというふうに思っておりますので、御意見、御質問の趣旨をよく検討させて取り組ませていただきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 新しい策定に当たってそういったことを考えていくということであると思っておりますけれども、きのうも論議の中にありました。類似団体と比較しても15名ぐらいだったらこの町は多くてもよいのではないかと。15名という基準はどこに置くかということが問題だと思うんですけれども。私たちの場合でしたら、合併町村の支所も持っている、広い面積も持っている。また、どうしても民間活力の少ないところで、行政面が負うところも大きい。普通でしたら住宅とか福祉関係なども民間が大分参入しているところがありますけれども、そういった問題でとらえますと、やはり15名が果たして適切であるかどうか。これから論議されることでありますので、そういったことも十分検討課題として持っていただきたいなと思います。

それと単純な発想で申しわけないですけれども、やはり町長、あれですか。例えばどこかの会社に行って、もう1名だけお願いします、もう2名だけお願いしますという採用を呼びかけたとき、町はきちきちと合理化をやっているというような、そういった面についてはどう思われますか。例えばですね、一般的な……、その点について感覚で結構ですから。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 逆の立場だったらどうしますかということになるんだろうというふうに思います。

非常に難しい問題ですが、その状況によってそれは異なることもあろうというふうに思いますけれども、相身互いといいますか、人の人情から言えば、こっちばかり頼んで頼まれないのかということの感覚からすれば、それはいろいろな要望にもこたえていかなければならない、

そういうこともままあるのかなというふうに感じております。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでは、次に移りたいと思います。

再募集、これは2次募集というと思うんですけれども、このことについてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。たしか去年も、間違いがあるかどうか、土木と保育だったんですかね、追加募集は。今度は一般行政1人と栄養士。栄養士については辞退されたということでありましてけれども、再募集を行ったときは随分合格者が出ておりますけれども、就職状況全般的なことでは応募されてくると思うんですけれども、一番最初の試験のときは1次の試験も合格しなかったということなんでしょうか。まず、ひとつちょっとその点をお願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 2年続けて再募集という形の御質問ですけれども、その概略的なものは先ほど町長が言ったとおりですけれども、一つは、昨年度は土木職がどうしても町の中で重要性を増してきているので1名確保したいと、技術職ですね。それがたまたま昨年度は2次募集ですか、県の町村会に委託しているんですけれども、取り扱いがなかったと……、ああ、済みません、1次募集で合格者がなかったというのが実態の姿です。それで、2次募集で再度募集させていただいたと。当然事務職についてはより多くの人に機会を与えて、より多くの優秀な方を確保したいということで、土木職の技術職と事務職員を2次募集で募集させていただいたという形です。

あと、今年度につきましては、栄養士がここ来年あたりで、技術職で確保が困難になることも想定されると、さっきの保育所の話ではないですけれども、それらを見込んで退職者もかなり出てくるので1名程度栄養士を確保する必要があると、今のまちづくりを考える場合にですね。それで、栄養士を募集を検討していたんですけれども、残念ながら1次試験で取り扱いがなかったんです、町村会の方で。そして、2次試験の方で組み込んできたので、2次試験で今回栄養士の募集を公告させていただいたという形。残念ながら結果は先ほどおっしゃったとおり、1次試験合格した方が2名いらっしゃったんですけれども、実情はよくわかりませんが、他に多分就職口があって辞退なされたというのが実態でございます。今後とも確保に努力してまいりたいと、町長のおっしゃったとおりでございます。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） この間テレビで就職出陣式ということで専門学校が2月中にですね、そういうことでびっくりしたわけでありまして。今はそういった厳しさを就職戦線が早くスター

トするというようなこと。大学生はもう2年、3年から就職活動に入ると。それともう一つ、大学で就職がだめになって専門学校に入って行く。そういったようなこともあるような厳しい時代です。どういった時代においても企業というのはその中で競争して優秀な人材を確保することが生き残りというように、かなりいわば気合が入って人材確保に入っているということ。今の話をいろいろ聞いてみても、町村会で主催しているマニュアルというのがあると思うんですけども、今の日程で果たして、いろいろ協定があるわけなんですか。そういったことで、例えば保育士になりたいという方がいて、ちょっといろいろ話をしてみますと、もう少数、本当に1人、2人採れるか採れないかわからない、行政の結果をいつまでも待っていたら大変なことになるからということで、もう古川に決めましたとか、仙台に決めましたという方が、本当は地元でやりたいというような意思を持ってもなかなか難しいところがあります。自治体はその時期にやればそれをねらわれて、いろいろたちごっこみたいになるかもわかりませんが、そういうような時期的な、あるいはマニュアル的なもので何か思った点はないでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 方法といたしましては、町村会に委託をしないで、町独自で採用するというのが一番いいかと思えますけれども、ここ数年、公正さ、あるいは他市町村とのレベル、そういうのを考えた場合、その日程に合わせて採用するという方法をとらせていただきます。今のお話は一応検討事項としてお聞きして、町長ともよく相談しております。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） また例え話で申しわけないんですけども、ある事業主と話をしていました。3人ことし採用を例えばするとすれば、1、2名ぐらい確保しておいて、あとは公務員のみまず1回目の試験の結果を待って、いわゆる11月まで待つということですね。そうすると1名はかなり、こう言ったらあれですけども、きちっとした優秀な人材が確保できるというようなこともあります。いろいろそういった面で駆け引きというか、テクニックというか、現場ではそういうことだと思います。いろいろそういったこともと言ったら、ちょっと取りとめがないかもわかりませんが、十分いろいろなことを検討していただいて。

それから、もう一つ。栄養士とか、例えばですよ、保育士とかそういった方の採用については、例えば広域で20人だったら20人採用する。それで、例えば大崎管内で20名を採用して加美町にはそこから1人、2人配置できるというような。そうするとですね、競争には違いないと思うんですけども、やはり一番いい点は、適性のある優秀な方から採れるのではないかと

うこと。町が1次募集で3人合格で入ってきて、2次試験して1人採るというふうな方法だと、あるいはちょっと選択幅が狭まることも言えるかなと思います。また、そういったようなことを検討されるようなお気持ちはございませんか。急に通告外みたいになりますけれども。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 今、大崎定住圏等の大崎管内でそういう市町村の取り組みの協定というのがありますけれども、共同の採用というのは残念ながらまだ入っていないし、あと大崎の一部事務組合ですね、それらの広域協定の中にも職員を共同して試験しようというところまでは入っていないということだけの実態です。あと、先ほどおっしゃられたように、町で採用するということは、それは独自にするということでは町の考えですので、可能性はあります。あと、大崎で独自に採用すると、独自の広域事務組合と一部事務組合等で共同で一応採用試験等をするということについては今後の協議が必要だと思います。実態だけ御説明します。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでは、3番目の再雇用についてお伺いをいたします。

合併町で条例が定められたということでもあります。今思い出すと合併の2年ぐらい前ですか、国の指導によって再雇用制度の条例を設けなさいというようなことの通達、指導があったというわけでありまして。その当時、小野田は否決したわけでありまして。そのとき宮城県内では石巻だけが、ですからこの2町だけが再雇用制度はとらなかった。そのときはどういった理由かという、執行者については国からの指導ですので、それを実施しないから条例だけ通してくれという話まであったんですけれども、とてもとてもそういった時期には町の職員定数とかそういった問題であって、そういった時代ではないんだというようなことで小野田は否決して、合併によってほかの2町が条例入っておりましたから、自然と協議はすんなり。すんなりというよりも、そういった問題に触れないでこの制度ができたわけでありまして。

先ほど町長は、そういった全体的な問題はなかなか難しいというようなことを言われたわけですが、これは県では大分実施しているようですね。例えて言えば、学校の事務事業、そのような方なども大分今は再雇用でやっているようであります。それと農協ですね、これまで農協は大分合理化ということで人減らしのイメージがありますけれども、農協でも再雇用制度を運用しております。農協は何といいますか、住民と結びつきがより深いという面もありまして、リクエストもあるようです。あの方はぜひ残してくださいというような要望もあるようです。そういった場合は1年前から協議して、そういった調整に当たっている。いい点はいっぱいあると思います。まず給与、そういった点で大分。それと指定管理者に向かない町の施設

も大分私はあると思うんです。そういったところは、なぜ私が向かないかと思うと、もっと行政の結びつきをもってまだまだ運営しなければならないところ、そういったところについてはぜひ再雇用がとれないものかと思うんですけれども、そういった点をもう一度お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 先ほど説明のあったのとダブるんですけれども、再雇用制度につきましては年金改革と絡んで、そういう形の中でそれを導入しよう。ただ、御存知のとおり旧町から引き継いで加美町の条例として引き継いだという形なので、それは議員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、再雇用も定員計画に入りますので、そのときの協定の約束事項で何回も御説明しましたけれども4分の1の採用をします。そういう形の中で定年者を退職するという計画にはこなかった。ですから、今後の取り扱いについて23年度から今おっしゃったもろもろのことをとらえて、今後の定年延長、年金改革、今25年から1年ずつ上がっていきますから、年金も定年もですね、まだ法律は通っていませんけれども。そういうもろもろを考えて検討する体制をつくっていききたいということですので、よろしくおっしゃりたいと思います。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 再雇用についてはいろいろな考え方があるわけですが、今就職状況が厳しい、定数問題もある。ただ、やはりどうして国が早い時期からこういった制度の進めを目指しているかという、長い目で見ると、やはり労働力が不足するというようなことになると思います。労働力の確保ということで、今の現時的にはまだそうではないというようなことになると思いますけれども、やはり行政の果たす役割ということだと効率性が少し悪くても一般企業のひっぱり役にもなるというところもあると思います。それとやはりある程度の待遇でこれまでの培った経験を十分生かしていただける場が町にはあるのではないかと考えております。ただ、さっき初めてお聞きしましたけれども、65歳までの定年延長となれば、これはまた考え方が違ってきますけれども、どうぞそういった面のもろもろの考え方を策定計画の中でもぜひ話す場を持っていただきたいものだと思います。答弁は結構です。

以上で終わらせていただきますけれども、町長が施政方針の冒頭で述べております「まず隗より始めよ」ということで「私は20%給与をカットしております」と載っておりますけれども、町長だけでなくですね、副町長も教育長も20%カットでこの厳しい財政運営に当たっておられることに対しては深く敬意を表して一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、1番下山孝雄君の一般質問は終了いたしました。